

コラム 人生課長の独り言～一歩進めるためのヒント～

教育という名の『遠回り』

文部科学省の基本方針にも、「状況に応じて『いじめ』という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能である」と記されています。これは決して問題を隠蔽しろという意味ではありません。むしろ、「法を単なる罰として外側から押し付けるのではなく、対話を通じて児童生徒の内側から納得（内面化）させなさい」という、教員への強い期待の表れなのです。

岡山県が掲げる「夢育」の伴走者として、私たちは「2つの目」を使い分けなければなりません。どんな些細なサインも逃さない「組織の目（め）」を。そして指導の場では、児童生徒が「先生なら僕の言い分を聞いてくれる」と信じられる、温かな「教育の目（まなざし）」を。組織としては厳格に事案を網に掛けつつ、指導の場では児童生徒の心に寄り添い、具体的な「相手を悲しませた行動」に焦点を当てて育む。この二層の使い分けこそが、法の遵守と児童生徒の健全な成長を両立させるプロの技術なのです。

修復的対話という「遠回り」は、一見非効率に見えるかもしれません。従来の指導が「誰がルールを破ったか」を裁く裁判所的アプローチであったのに対し、修復的対話は「どのような傷つきが生まれ、それを修復するために何ができるか」を当事者自身に問い直させます。特に、加害側の「そんなつもりはなかった」という意図の有無にかかわらず、「あなたの行動で、相手はどんな風に傷ついたと思う？」という問いを投げかけるステップは、加害側の自己正当化を解体する極めて重要な意義を持ちます。自分の意図がどうあれ、結果として目の前の友だちを苦しめていたという事実、対話を通じて自ら気づかせること。このプロセスを経て初めて、法が定める「いじめは許されない」という規範が、外からの強制ではなく、児童生徒の内側からの納得（内面化）へと変わります。

裁判所ではなく、学校だからこそできる支援の形を、共につくっていきましょう。こういった学校の役割と方針を、保護者・地域とも共有し、理解を得ることがスタートとなります。（高橋）



Vol.50

発行日 令和8年8月

岡山県教育庁 人権教育・生徒指導課

生徒指導 Leaflet @ OKAYAMA リーフ

誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて

「いじめ対応」考② ～学校における 2段階のいじめ対応～

前号（Vol.49）では、いじめ問題に対する法と教育の視点について考えました。

今回は、「教育としてのいじめ対応」についての具体を考えてみたいと思います（前号と一部、重複している記述がありますが、重要なことですので、繰り返しているということで御理解ください）。

岡山県教育庁
人権教育・生徒指導課

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2-4-6
Tel:086-226-7589 Fax:086-224-2134

Q.「教育」としていじめに対応するためのポイントを教えてください。

A.近年のいじめ対応では、法（いじめ防止対策推進法）に基づき、組織として事案を厳格に認知することが求められています。これは被害児童生徒を確実に救済し、学校の法的責任を果たすための「組織」として不可欠な対応です。

しかし、指導の現場で早期に「いじめ」という強力なレッテルを貼ってしまうと、特に小学校低学年の児童は過度な自己防衛に走り、自分自身の行動を省みる「内省」の機会を失ってしまう可能性があります。

また、多くのいじめ事案は一方的な攻撃によるいじめではなく、お互いに何らかの行為を行い合っていることが多いのではないのでしょうか。それにも関わらず、最初に「嫌な思いをした」と訴えた側だけが被害者になり、一方は加害者として両者の関係が固定されてしまう可能性もあります。そういう意味でも、私たちは、「組織としては厳格に対応し、児童生徒に対しては柔軟に育む」という二層の視点を使い分ける教育のプロとしての専門性を持つ必要があります。

対応のフェーズ(段階)を切り分ける

いじめへの対応において、「法に基づく対応（司法・事務的）」と「教育的対応（指導的）」を切り分ける具体的な指導の手順は、以下の二段階のフェーズに分けて進めます。

【第1フェーズ】法に基づく認知と安全確保

この段階では、組織（いじめ対策チーム等）として法律に則った厳格な事務対応を行います。

○事案の厳格な認知：加害側の「そんなつもりはなかった」という意図にかかわらず、被害児童生徒の主観（苦痛を感じているか）を最優先して、組織として公式にいじめ（またはその疑い）を認定し、記録します。

○情報の共有と組織対応：担任一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

対応を切り分ける
必要性

組織としての対応
と、教師（人間）
としての対応

○被害者の安全確保：被害児童生徒がこれ以上傷つかないように、物理的・心理的な安全を最優先で確保します。もちろん、行為が犯罪として扱われる可能性がある場合は、警察等との連携を進めます。

【第2フェーズ】教育的アプローチによる内省と関係修復

児童生徒と向き合う指導の場では、司法的な「裁き」ではなく、自律的な成長を促す「教育」としての指導を行います。

○「いじめ」という言葉の封印：指導の場ではあえて、安易に「いじめ」というレッテルを貼らず、具体的な「相手を悲しませた行動」に焦点を当てて話を聴きます。

○「修復的対話」の実施：例えば、以下の「5つの問い」をベースに、加害児童生徒が自発的に「自分の行動が相手にどう影響したか」を理解するよう導きます。

- ① 事実確認：「何が起きたのか、あなたの言葉で教えてくれる？」
- ② 内面の認知：「その時、あなたはどのように感じていた？」
- ③ 影響の認知：「あなたの行動で、相手はどんな風に傷ついた（感じた）と思う？」
（ここが最も重要で、加害者の言い訳を解体するステップです）
- ④ 現状の整理：「いま、どう思っている？」「どうになりたい？」
- ⑤ 未来への行動促進：「関係を元に戻すために、あなたに何ができると思う？」

教育的指導の留意点

「原因探し」より「責任の果たし方」：「どちらが悪いか」という過去の原因探しではなく、「起きた傷つきに対してどう責任を果たすか」という未来志向の対話を促します。

ジャッジしない：教師は「審判」ではなく、対話の「ファシリテーター」に徹し、児童生徒自身から言葉が出るのを粘り強く待ち、「形だけの謝罪」に陥らないようにします。

チームによる継続的支援：指導の結果をモニタリングし、SCやSSWを交えたケース会議で、支援方針を定期的に見直し、法の定義に基づく確実な「解消」を目指します。

POINT

教師は「法」ではなく、「教育」の専門家としての役割を担う



『基本方針』の
ダウンロードはコチラ

学校の役割